

令和6年度南陽市物価高騰対応生活支援給付金支給事業（国の補正分）実施要綱を次のように定める。

令和6年12月27日

南陽市長 白 岩 孝 夫

令和6年度南陽市物価高騰対応生活支援給付金支給事業（国の補正分）実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、物価高騰による負担増を踏まえ、家計への影響が大きい低所得世帯（住民税非課税世帯）に対して支援を行うため、南陽市物価高騰対応生活支援給付金（以下「生活支援給付金」という。）の支給事業に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 生活支援給付金は、前条の目的を達するために、南陽市（以下「市」という。）によって贈与される給付金をいう。

（支給対象者）

第3条 生活支援給付金の支給対象者は、令和6年12月13日（以下「基準日」という。）において、市の住民基本台帳に記録されている者であって、令和6年度の個人住民税が課せられていない者のみで構成される世帯の世帯主とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、支給要件を満たさないものとする。

- (1) 令和6年度個人住民税が課税されている者の扶養親族等のみで構成される世帯
- (2) 住民税が課税となる所得があるのに未申告である者を含む世帯
- (3) 市では個人住民税を課税されていないが、他の市区町村において住民税を課税されている者を含む世帯
- (4) 租税条約による個人住民税の免除を届け出ている者を含む世帯
- (5) 他の市区町村で本給付金と同様の趣旨の給付金を受給している者を含む世帯
- (6) 令和6年1月2日以降の入国などにより個人住民税が課税されていない者のみで構成されている世帯

（支給額）

第4条 前条の規定により支給対象者に対して支給する生活支援給付金の額は、1世帯当

たり3万円とする。

- 2 支給対象者の世帯において、平成18年4月2日から令和7年7月31日までの間に出生した児童（本給付金の支給額に加算する算定の基礎となる児童をいう。以下同じ。）を養育している場合、対象児童1人につき2万円を前項の額に加算する。

（受給権者）

第5条 生活支援給付金の受給権者は、支給対象となる世帯の世帯主とする。ただし、当該世帯主が基準日以降に死亡した場合において、他の世帯構成者がいる場合には、その中から新たに当該世帯の世帯主となった者（これにより難しい場合は、死亡した世帯主以外の世帯構成者のうちから選ばれた者）とする。

（別居監護する児童がいる場合）

第6条 基準日において、支給対象者が児童と同居しないでこれを監護し、かつ、生計を同じくする場合であって、他の支給対象者となる世帯主が同一世帯にいない児童に限っては、当該事実を明らかにすることができる書類を添えて申出を受けた上で、当該給付金の対象児童として取り扱うものとする。

（施設入所等児童の取扱い）

第7条 基準日において、支給対象者が養育する対象児童が、次の各号のいずれかに該当する場合は、第4条第2項の規定にかかわらず、給付金の支給対象から除く。

- (1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者（保護者（同法第6条に規定する保護者をいう。次号において同じ。）の疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となったことに伴い、2月以内の期間を定めて行われる委託をされている児童を除く。）
- (2) 児童福祉法第27条第1項第3号の規定により入所措置が採られて同法第42条に規定する障害児入所施設（以下「障害児入所施設」という。）に入所し、若しくは同法第27条第2項の規定により同法第6条の2の2第3項に規定する指定発達支援医療機関（以下「指定発達支援医療機関」という。）に入院し、又は同法第27条第1項第3号若しくは第27条の2第1項の規定により入所措置が採られて同法第37条に規定する乳児院、同法第41条に規定する児童養護施設、同法第43条の2に規定する児童心理治療施設若しくは同法第44条に規定する児童自立支援施設（以下「乳児院等」という。）に入所している児童（当該児童心理治療施設又は児童自立支援施設に通う者、2月以内の期間を定めて行われる障害児入所施設への入所又は指定発達支援医療機関への入院をしている者及び保護者の疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となったことに伴い、2月以内の期間を定めて行われる乳児院等への入所をしている児童

を除く。)

- (3) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第18条第2項若しくは知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第16条第1項第2号の規定により入所措置が採られて障害者支援施設（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第11項に規定する障害者施設をいう。）又はのぞみの園（独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成14年法律第167号）第11条第1号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設をいう。）に入所している児童（2月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除く。）
- (4) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第30条第1項ただし書の規定により同法第38条第2項に規定する救護施設、同条第3項に規定する厚生施設若しくは同法第30条第1項ただし書に規定する日常生活支援住居施設に入所し、又は困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）第12条に規定する女性自立支援施設に入所している児童（2月以内の期間を定めて行われる入所をしている者及び一時保護委託がされている者を除く。）
- (5) 児童福祉法第25条の7第1項第3号の規定により同法第6条の3第1項に規定する児童自立生活援助事業における住居に入居している児童等（2月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除く。）
- (6) 児童福祉法第23条第1項の規定により同法第38条に規定する母子生活支援施設に入所している者（2月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除く。）
（支給対象者に対する支給の申入れ等）

第8条 市長は、支給対象者に対し、南陽市物価高騰対応生活支援給付金支給要件確認書（様式第1号）（以下「確認書」という。）により支給の申入れを行うものとする。

2 前項の申入れを受けた支給対象者は、市長に対し確認書を提出するものとする。

3 確認書の提出は、郵送又は市の窓口により行う。

（支給の方式）

第9条 前条の規定による生活支援給付金の支給は、次の各号に掲げる方式のいずれかにより行う。

- (1) 公的給付支給等口座（公金受取口座）振込方式 公金給付支給等口座（公金受取口座）を登録している者に対し、当該口座に振り込む方式
- (2) 指定口座振込方式 確認書を市長に提出することにより、前号以外の指定口座に振り込む方式

（支給の申入れによらない者の申請及び支給の方式）

第10条 支給の申入れによらない者（以下「申請者」という。）が、生活支援給付金の支給を受けようとするときは、南陽市物価高騰対応生活支援給付金申請書（請求書）

(様式第2号) (以下「申請書」という。)により申請を行うものとする。

2 前項の申請による支給は、次の各号に掲げる方式のいずれかにより行う。この場合において、第3号に掲げる方式は、申請者が金融機関に口座を開設していないこと、金融機関から著しく離れた場所に居住していることその他第1号又は第2号による支給が困難な場合に限り行う。

(1) 郵送申請方式 申請者が申請書を郵送により市に提出し、市が申請者から通知された金融機関の口座に振り込む方式

(2) 窓口申請方式 申請者が申請書を市の窓口に出し、市が申請者から通知された金融機関の口座に振り込む方式

(3) 窓口現金受領方式 申請者が申請書を郵送により、又は市の窓口に出し、市が当該窓口で現金を交付することにより支給する方式

3 市は、第1項の規定による申請を受理するに当たり、公的身分証明書の写し等を提出又は提示を求めること等により、申請者本人であることを確認するものとする。

(代理による手続)

第11条 受給権者に代わり、代理人として確認書の提出又は支給の申請を行うことができる者は、原則として次に掲げる者に限る。

(1) 基準日時点での受給権者の属する世帯の世帯構成者

(2) 法定代理人(親権者、未成年後見人、成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人及び代理権付与の審判がなされた補助人)

(3) 親族その他の平素から受給権者本人の身の回りの世話をしている者等で市長が特に認める者

2 代理人が確認書の提出をするときは、確認書の委任欄への記載を、支給の申請をするときは、当該代理人は申請書に加え、原則として委任状を提出する。この場合において、市は、公的身分証明書の写し等の提出又は提示を求めること等により、代理人が当該代理人本人であることを確認するものとする。

3 市は、代理人が第1項第1号の者にあつては住民基本台帳により、同項第2号及び第3号の者にあつては市長が別に定める方法により、代理権を確認するものとする。

(申請期限)

第12条 生活支援給付金の受付開始日は、市長が別に定める日とする。

2 確認書又は申請書の提出期限は、令和7年7月31日とする。

(支給の決定)

第13条 市長は、確認書又は申請書を受理したときは、速やかに内容を確認の上、支給を決定し、当該受給権者に対し、南陽市物価高騰対応生活支援給付金支給決定通知書(様式第3号)を送付し、生活支援給付金を支給するものとする。

(生活支援給付金の支給等に関する周知等)

第14条 市長は本事業の実施に当たり、支給対象者の要件、支給及び申請の方法、申請受付開始日等の事業の概要について、広報その他の方法による住民への周知を行うものとする。

(申請が行われなかった場合等の取扱い)

第15条 市長が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、支給対象者から第12条第2項の申請期限までに確認書の提出又は申請書による申請が行われなかった場合は、支給対象者が生活支援給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

2 市長が第13条の規定による支給決定を行った後、確認書又は申請書の不備による振込不能等があり、市が確認等に努めたにもかかわらず修正が行われず、支給対象者の責に帰すべき事由により支給ができなかったときは、当該申請は取り下げられたものとみなす。

(不当利得の返還)

第16条 市長は、生活支援給付金の支給を受けた後に支給対象者の要件に該当しなくなった者又は偽りその他不正の手段により生活支援給付金の支給を受けた者に対し、生活支援給付金の返還を求めるものとする。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第17条 生活支援給付金の支給を受ける権利は、これを譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。